

三河港コンテナ集荷促進調査業務 公募要領

1. 業務概要

(1) 業務名

三河港コンテナ集荷促進調査業務

(2) 目的

三河港におけるコンテナ取扱量は近年低下傾向にあり、他港との競争が激しくなる中で、航路の維持・拡大や企業の利用促進に向けた戦略的な取組が求められている。

本業務は、近隣港の実態調査、ターゲット貨物・企業ニーズ調査、情報発信・ITツールの活用検討等を実施し、その結果を踏まえ、三河港のコンテナ集荷促進に向けた具体的かつ実行可能な振興策の方向性（航路誘致、企業誘致、サービス改善、広報方策等）を整理・提案することを目的とする。

(3) 業務内容

業務内容は別添「三河港コンテナ集荷促進調査業務仕様書」のとおりとする。

(4) 委託金額の上限

9,229,000 円（消費税及び地方消費税額の額を含む。）

(5) 契約期間

契約締結日から 2027 年 3 月 19 日（金）まで

2. 応募資格

応募の資格者は、三河港コンテナ集荷促進調査業務において優れた企画力・技術力・ノウハウ等を有し、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない法人であること。
- (2) 愛知県からの資格指名停止の措置を提案書受付期限に受けていないこと。
- (3) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。
- (5) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書(平成 24 年 6 月 29 日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結)」に基づく排除措置を受けていないこと。
- (6) 愛知県会計局が作成した最新の「入札参加資格者名簿」に登載され、「業務（大分類）03. 役務の提供等」中の「営業種目（中分類）07. 調査委託」のうち、「小分類 01. 市場調査」及び「04. 企業調査」に登録されている者であること。

3. 応募方法等

(1) 提出書類

- ア 提案応募書（様式 1）
- イ 業務実施体制（様式 2）

ウ 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書（様式3）

エ 企画提案書（任意様式、原則A4サイズ）

仕様書を熟読の上、別紙1「企画提案書 記載事項」に基づき作成すること。

オ 見積書（任意様式、A4縦サイズ）

- ・愛知県知事あてとすること。
- ・委託業務の見積金額合計、各項目の内訳、課税又は非課税の別を記載すること。
- ・見積書の作成に当たっては、共通経費は設けず、業務内容ごとに、報告書作成費、管理費等を積算すること。
- ・本業務に係る全ての経費について、可能な限り具体的に積算根拠を記載すること。
- ・本業務の全部又は主要部分を一括して第三者に委託することはできないが、事業の一部を再委託する場合は、再委託の範囲と再委託先に支払う経費が明らかになるように記載すること。

カ その他資料（事業者のパンフレット、類似事業の実績報告書の写等）

(2) 提出部数

紙媒体7部（正本1部、副本6部）、電子媒体（DVD-R等）1部

※事業者のパンフレットは正本1部で可。

(3) 提出期限

2026年4月7日（火）正午（厳守）

(4) 問合せについて

業務内容についての質問は、2026年3月23日（月）午後5時まで、電子メールのみで受け付ける。提出の際の件名は「三河港コンテナ集荷促進調査業務企画提案に係る質問」とすること。受け付けた質問は、当該法人等に固有の質問を除き、当課Webサイトに回答を掲載する。

(5) 提出先（問合せ先）

〒460-8501

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号（愛知県庁本庁舎5階）

愛知県都市・交通局港湾課経営グループ

担 当 堀井、豊永

電 話 052-954-6966（ダイヤルイン）

ファックス 052-953-1793

電子メール kowan@pref.aichi.lg.jp

(6) 提出方法

持参又は郵送（持参の場合の受付時間は、平日の午前9時から午後5時（提出期限日は正午）までとする。郵送の場合は、書留等配達が可能である方法とすること。）

(7) 注意事項

- ・企画提案は、1応募者につき1点とする。
- ・企画提案に要する経費は、応募者の負担とする。

- ・提出された企画提案書等は返却しない。
- ・採用となった企画提案の著作権は、愛知県に帰属する。

4 選定方法等

(1) 選定手順

別に設置する「三河港コンテナ集荷促進調査業務委託企画審査委員会」（以下「企画審査委員会」という。）において、期限までに提出された企画提案応募書の内容について審査を行い、最も優れた応募者を受託候補者として選定する。審査は非公開で行い、審査の経過等に関する問合せには応じない。また、異議申し立ても一切認めない。

(2) 審査基準

企画審査委員会においては、別紙2「企画提案書 評価基準」について評価し、総合的な審査を行う。

(3) 通知

審査の結果は、確定後、速やかに全応募者に通知する。

(4) 契約

提出された企画提案書が採用された場合、その提出者は当該事業の受託候補者となり、愛知県と委託契約を締結する。その際、受託業務内容は、提出された企画提案書に沿ったものとするが、双方の合意により内容を変更する場合がある。

5 留意事項

- (1) 本業務は、令和8年2月定例愛知県議会における本委託業務に係る予算の成立を条件とし、予算が成立しない場合、本業務委託は実施しないものとする。
- (2) 本件の愛知県との契約は、電子契約（立会人型電子契約サービスを利用して行う契約）又は紙の契約書による契約手続きを選択できる。電子契約の詳細については、愛知県の web ページに掲載されている「電子契約マニュアル」を参照すること。

6 スケジュール（予定）

2026年3月16日（月）	受託者募集の実施に関する告示
2026年4月7日（火）正午	企画提案書提出締切
2026年4月中旬	企画審査委員会開催（書面審査）、受託候補者決定
2026年4月下旬	契約締結
2027年3月19日（金）	事業完了

三河港コンテナ集荷促進調査業務委託企画提案書 記載事項

1. 業務実施体制

- ・実施体制図（役割分担を含む）
- ・主要担当者の経歴・専門性
- ・類似業務の実績（港湾・物流・企業調査・情報発信等）

2. 調査の進め方（企画内容）

本業務の目的達成に向け、どのような手法・情報源・考え方で調査を進めるか、以下の事項を具体的に記載すること。

(1) 業務全体の方針

- ・三河港の現状・課題に関する応募者の認識
- ・本業務全体をどのような視点・方針で進めるか
- ・調査の基本コンセプト（例：比較分析・市場性分析・利用者ニーズ分析等）

(2) 近隣港調査

- ・使用する統計データ・公表資料の名称と概要
- ・比較分析に用いる指標・視点
- ・整理・分析により明らかにできる内容
- ・必要に応じて実施するヒアリングの対象と目的

(3) ターゲット貨物・企業調査

- ・調査対象とする貨物・企業の選定理由
- ・使用するデータ・文献の名称と概要
- ・市場性分析・需要分析により整理できる内容
- ・ヒアリング調査の方法（対象、件数、調査項目等）
- ・得られた情報の分析方法・整理方法

(4) 情報提供・IT ツール活用調査

- ・三河港の現行情報の把握方法
- ・比較対象とする他港事例の名称と概要
- ・閲覧性・多言語化・更新性などの評価視点
- ・改善案・IT活用案を導くための分析方法
- ・導入可能性の検討プロセス（段階的導入案等）

(5) 集荷促進に向けた方向性の導出プロセス

- ・ 調査結果からの課題抽出方法
- ・ 課題から施策案を導くための分析手法・ロジック
- ・ 施策案の選定理由（エビデンス・効果見込み）
- ・ 行政としての今後の活用可能性を高める提示方法

3. その他（自由提案）

- ・ 委託金額の上限内において実施可能な調査・分析等の提案（任意）

三河港コンテナ集荷促進調査業務委託企画提案書 評価基準

1. 業務実施体制 (20 点)

(1) 実施体制図・役割分担の明確性

- ・体制が業務遂行に適しており、役割が明確に整理されているか。

(2) 主要担当者の専門性と経験

- ・総括責任者、分析担当、ヒアリング担当などに十分な経験・技能があるか。
(港湾、物流、企業調査、情報分析などの実績が評価対象)

(3) 類似業務の実績

- ・過去に港湾調査、物流調査、市場分析、IT ツール調査など近似業務の実績を有するか。

2. 企画内容 (60 点)

(1) 業務全体の方針

- ・三河港の課題認識が的確であるか。
- ・調査の基本方針・視点が明確であり、目的に合致しているか。
- ・調査全体のコンセプト（比較分析、ニーズ分析、市場性分析など）が妥当か。

(2) 近隣港調査のアプローチ

- ・使用するデータ・資料の名称が具体的で妥当か。
- ・比較指標・視点（航路、貨物量、サービス水準等）が適切か。
- ・整理・分析により明らかにできる内容が明確か。
- ・必要なヒアリングの対象・理由が適切に示されているか。

(3) ターゲット貨物・企業調査のアプローチ

- ・調査対象（貨物・企業）の選定理由に妥当性があるか。
- ・活用するデータ（貿易統計・企業情報等）が具体的かつ適切か。
- ・市場性分析・需要分析の視点が有効か。
- ・ヒアリング手法（件数、対象、調査項目）が現実的で質が高いか。

(4) 情報提供・IT ツール活用のアプローチ

- ・現行の情報提供状況の把握方法が明確か。
- ・比較対象とする事例（Logi-Link 等）の選定が適切か。
- ・評価視点（閲覧性、多言語、更新性）の妥当性。
- ・水準向上につながる合理的な分析方法か。
- ・導入可能性を検討するプロセスが整理されているか。

(5) 方向性（施策案）導出プロセス

- ・調査結果をどのように課題へ整理するかのロジックが明確か。
- ・施策案の導出手順（航路誘致、企業誘致、サービス改善等）が合理的か。
- ・施策案の選定理由（エビデンス）が明示されているか。
- ・行政が次の施策検討に活用しやすい形になっているか。

3. 独自提案（10点）

- ・本業務の質を高める追加的な提案（自由提案）があるか。
- ・分析手法、データ活用、視覚化、企業ネットワークなど独自性があるか。
- ・業務目的の達成に資する内容であるか。

4. 経費の妥当性（10点）

- ・見積金額が業務内容に対して適切か。
- ・内訳が明確で、必要な経費が過不足なく計上されているか。
- ・業務量との整合性があるか。